

軽再エネ第17号
令和元年6月3日

合同会社軽米東ソーラー
代表社員 一般社団法人軽米東ソーラー
職務執行者 本郷 雅和 様

軽米町長 山本 賢一



設備整備計画の変更に係る認定通知書

令和元年5月21日付けで申請のあった設備整備計画の変更については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項の規定に基づく岩手県知事の同意を得た上で、同条同項の規定に基づき、別紙のとおり認定条件を附して、認定をします。

認 定 条 件

以下の条件に従って設備整備計画の実施を行わない場合、認定を取り消すことがあります。

○基本事項

「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」に定める事項を遵守すること。

○開発行為等関係事項

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定により、森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置が適用されるものであることから、次に掲げる条件に従って開発行為を行うとともに、その他開発規制法等を遵守すること。

1 近年、局所的豪雨に関連する災害の発生が全国各地で見受けられることから、異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じること。

2 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を遵守すること。

なお、同協定書第 6 に定める「維持管理計画書」については、森林法第 11 条に規定する「森林経営計画」として作成し、軽米町長の認定を受けて、適切な森林施業を行うこと。

3 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「開発協定書」を遵守すること。

4 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「自然環境の保護等に関する協定書」を遵守すること。

なお、同協定書第 3 条に定める「太陽光発電事業完了後の森林への回復」を確実にを行うとともに、第 4 条に定める「林地開発行為区域内における希少野生動植物等の環境調査結果」で明らかになった希少動植物については、保護措置等を適切に行うこと。

5 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を遵守すること。

6 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 12 月 6 日に締結した「再生可能エネルギー発電設備の原状回復等に関する協定書」を遵守すること。

7 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

8 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。

9 認定した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、軽米町及び県の担当職員の確認を受け、たうえで開発行為に着手すること。

10 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、所轄広域振興局長等に届け出ること。

- 11 軽米町及び県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 12 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況をそれぞれ6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 13 認定した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に、軽米町長から設備整備計画変更の認定を受けること（軽米町は設備整備計画変更の認定をしようとする場合は、知事の同意を得ること。）
- 14 13に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 15 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 16 完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等を行わないこと。
- 17 開発行為は、認定の日から起算して1年以内に着手すること。
- 18 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。（別紙1「現場写真撮影要領」を参照）

設備整備計画の変更に係る認定申請書

令和元年5月21日

軽米町長 山本 賢一 殿

申請者

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字山内第32地割字下新井田26番地

氏 名 合同会社 軽米東ソーラー

代表社員 一般社団法人軽米東ソーラー

職務執行者 本郷 雅和



平成30年1月10日付けで認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したいので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項の内容

認定年月日及び番号	平成30年1月10日 軽再エネ第2号		
開発行為に係る森林の所在場所	九戸郡軽米町大字山内第4地割字駒板111-1ほか46筆		
開発行為に係る森林の土地の面積	126.2094ha (変更後) 121.2537ha (変更前)		
開発行為の目的	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)		
開発計画の変更事項	変更事項	変 更 後	変 更 前
	・調整池流域ごとに詳細工区の分割 ・施設用地等の流出係数見直し ・調整池の再検討 ・設備整備計画の修正	・調整池の流域ごとに工区を分割し詳細面積を算定 ・施設用地の伐根による流出係数見直しおよび造成緑地・造成森林C5の流出係数見直し ・面積変更および流出係数見直しによる調整池の再検討 ・設備整備計画を最新データを反映して修正 ※詳細は変更理由書参照	
備 考			

2 変更理由 別紙変更理由書のとおり

3 添付を省略する書類 (既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの) 別紙による (備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



(別紙)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者 (代表者)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
① 合同会社軽米東ソーラー	⑤ 100万円
② 東京都千代田区大手町一丁目7番2号	⑥ 2名
③ 代表社員 株式会社レノバ 職務執行者 本郷 雅和	⑦ 太陽光発電事業 ⑧ 3月
④ 電話番号 03-3516-6235 E-mailアドレス koizumi@renovainc.com 担当者名 小泉 力	
共同申請者 (共同して申請する者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①:	⑤:
②:	⑥:
③:	⑦:
④: 電話番号:	⑧:
E-mailアドレス:	
担当者名:	

- (注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及びしよく「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備 (再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	太陽光	8.08万	8,700万	126.2094㎡	九戸郡軽米町大字山内第4地割駒板	111-1ほか56筆	山林	山林	126.2094㎡	合同会社軽米東ソーラー	3
ii											

- (注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a	副変電所	0.39 ㎡	i のとおり	同左	同左	同左	0.39 ㎡	合同会社 軽米東ソーラー	3
b									
c									

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(①の対応する番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	平成28年 12月 1日～ 31年 11月 30日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼働し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	平成31年 12月 1日～ 51年 11月 30日
ii	年 月 日～ 年 月 日

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

東北電力へ売電(年間約26億円)を実施する。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関しては、経済産業省より設備の認定また東北電力より系統連係承諾書を受領済みである。

(注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

①発電事業に伴う収入の一部取り扱いの内容

番号	取組内容	受益対象者	寄付金額	取組期間	受益対象者との調整等	取り扱いの根拠	備考
ア	自治体への寄付金	軽米町	年額 500万円	発電事業開始から20年間	当事者間での協定	軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画	

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

②受益対象者による地域活性化対策の内容(予定)

番号	取組内容	基金の名称(予定)	基金の種別	基金運用の内容(予定)	対象地域	備考
ア	地域活性化基金の創設	軽米町自然のめぐみ基金	取崩し型基金	・森林整備事業(間伐等)への助成 ・農道、林道の整備・維持への助成 ・地域活性化施設の維持管理への助成	軽米町全域	

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

①農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類・用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

- (注) 1 (2)は、(1)が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表1及び別表2）

(注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

- (1) 設備の設置等にあたり岩手県林地開発基準に準じた手続きを行います。周辺環境に配慮し施設周辺に斬置森林もしくは緑地帯を設けます。また緑地帯には小動物の移動経路を確保すべく配慮します。
- (2) 災害予防に対する事項
 - ① 雨水流出による土砂流出等により災害が発生しないよう洪水調整池と沈砂池を適宜に設置します。
 - ② 施設の配置については急傾斜地をさけるようにします。
 - ③ 災害時の対策として事前に災害連絡体制表を作成して町に届出をします。
- (3) 発電設備の撤去及び原状回復
 - ・事業を廃止した時は速やかに設備を撤去のうえ原状回復をします。
- (4) 事前環境への配慮のため自主的環境影響評価を実施しています。調査項目は・騒音・振動・動植物・景観・反射光・廃棄物です。
- (5) 地元住民への説明は地権者、森林組合、利害関係人を中心に重ねており、ご理解を頂いております。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
18億4千万円	年間売電収入の一部を銀行に積み立てることにより、左記の費用を確保する。	

(注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

再生可能エネルギー発電設備の使用期間終了後もしくは途中で事業を廃止する場合は、合同会社軽米東ソーラーが発電設備(太陽光発電パネル等)を撤去するとともに、使用期間終了時点、廃止時点もしくは撤去時点の法令を遵守し、リサイクル等の手法により適切に処理する。跡地については合同会社軽米東ソーラーが事業実施前の状態(主に山林)に原状復帰する。これらに係る実施と費用の抛出の責務は合同会社東ソーラーが負うものとし、その旨を約した土地の賃借に係る契約を地権者とあらかじめ締結する。

7 特例措置に関する事項(別表3-1~別表3-6)

- (注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 6 漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第1号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第2号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第3号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(別表3-2-①)

(別紙)の設備又は施設の番号

森林法第10条の2第1項の特例措置(法第11条第1項)関係

開発行為に係る森林の 所在場所	別紙と同じ
開発行為に係る森林の 土地の面積	126.2094ヘクタール 121.2537ヘクタール
開発行為の着手予定年月日	平成29年4月5日
開発行為の完了予定年月日	平成31年11月30日
備考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合(法第7条第3項第2号及び第3号に規定する行為並びに第4項第1号から第3号まで及び第5号から第10号までに掲げる行為に係る場合を除く。)にあっては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書